

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月

【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

【評価責任者】 廃棄物対策課長 由田 秀人

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - (3) 一般廃棄物対策 (排出抑制、再生利用、適正処理等)
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。
予算額	80,783,214 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。
達成状況	一般廃棄物の再生利用、適正処理等が推進されている一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向にある。

下位目標1	平成22年度において、平成 9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約 5%削減する。				
指標	H 9年度	H13年度	H14年度	目標値	H22年度
一般廃棄物の排出量	53百万トン	55百万トン	54百万トン		49百万トン
達成状況	平成14年度において一般廃棄物の排出量は平成 9年度比で2%増となっているが、昨年度との比較では49万トン減少している。				

下位目標2	平成22年度において、平成 9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約 11%から約24%に増加させる。				
指標	H 9年度	H13年度	H14年度	目標値	H22年度
一般廃棄物のリサイクル率	11%	15%	16%		24%
達成状況	平成14年度において一般廃棄物のリサイクル率が約16%となっており、順調に増加している。				

下位目標3	平成22年度において、平成 9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。				
指 標	H 9年度	H13年度	H14年度	目標値	H22年度
一般廃棄物の最終処分量	12百万トン	9.9百万トン	9.0百万トン		6.4百万トン
達成状況	平成14年度において一般廃棄物の最終処分量は平成 9年度比で25%減少しており、順調に削減が進んでいる。				

下位目標4	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。				
指 標	H 9年	H14年	H15年	目標値	H14年度末
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	5,000g-TEQ	370g-TEQ	71g-TEQ		310g-TEQ
達成状況	平成15年において一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は平成9年比で99%減少しており、目標を達成した。 「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」に規定する目標の達成については、平成14年度末を含む1年間（指標中「平成15年」）におけるダイオキシン類の排出量により評価することとしている。				

下位目標5	廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。				
達成状況	適切な処理施設の整備が行われているが、最終処分場については残余容量の地域格差が大きいという問題がある。				

下位目標6	市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。				
達成状況	市町村に対して技術的・財政的支援を行っており、生活環境の保全が図られている。				

評価、及び今後の課題

評価

【必要性】(公益性、官民の役割分担等)

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務とされている。

このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要となっている。

国においては、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。

市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

【有効性】(達成された効果等)

平成14年度の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、図1に示すように、平成9年度比では増加しているものの、昨年度よりも49万トン減少している。

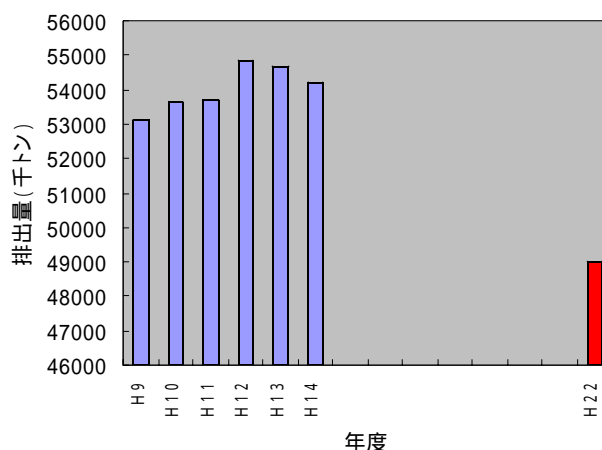


図1 一般廃棄物の排出量

平成13年5月に公表された廃棄物処理法に基づく国の基本方針では、一般廃棄物の排出量を平成22年度において、平成9年度比で約5%削減することを目標としている。

一般廃棄物の排出量削減のためには、国民、事業者、地方公共団体及び国が適切な役割分担の下でさらに積極的な取組を図ることが重要である。一般廃棄物のリサイクル率については、図2に示すように毎年着実に増加しており、容器包装リサイクル法の浸透等により、今後更に増加することが予想される。

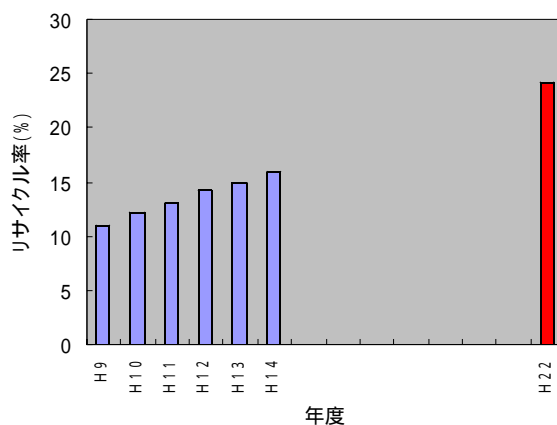


図2 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物の最終処分量については、図3に示すように、毎年順調に減少している。

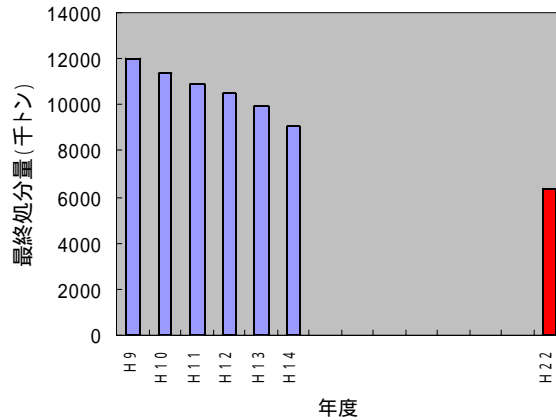


図3 一般廃棄物の最終処分量

一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量についても、図4に示すように毎年順調に減少している。

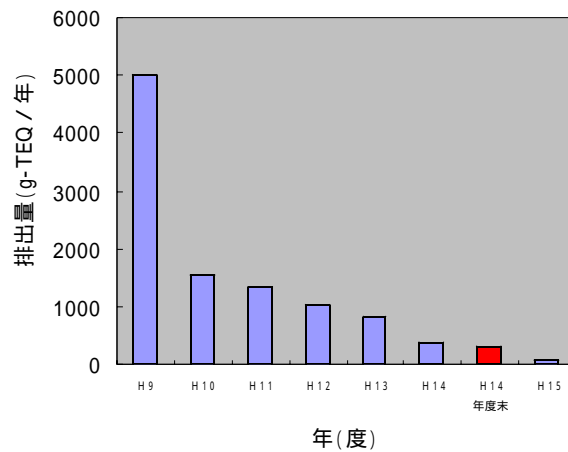


図4 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量

平成12年 9月に策定された「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」では、一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量を平成14年度末において310g-TEQ/年とすることを目標としており、この目標を達成した。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

一般廃棄物処理施設整備事業においては、市町村等が整備計画の作成に当たって費用対効果分析を行い、国はその分析結果を踏まえて補助採択を決定することにより、効率性の一層の向上を図っているところである。今後とも循環型社会の形成に向け、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進していくことが必要である。

< 目標に対する総合的な評価 >

一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分が推進されている。引き続きこれらの推進のための施策を講じつつ、今後とも必要に応じて見直しを行っていくことが必要である。

今後の課題

循環型社会構築のために必要な処理施設やリサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等をこれまで以上に充実するなど今後とも着実に実施していく必要がある。一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量については、その目標を達成したところであるが、引き続き適切な廃棄物処理施設整備や構造・維持管理基準の徹底等によりダイオキシン類の排出量を目標量以下に維持していくことが必要である。

平成17年度から廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための目標を達成し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を促進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設することとしており、今後、本制度等の活用により、循環型社会の形成のための取組をより一層推進していく必要がある。

最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が求められている。

平成14年12月からのダイオキシン規制に適合できないなどの理由で廃止された一般廃棄物焼却施設について、平成16年度よりその跡地を利用し新たな廃棄物処理施設を整備する場合に、当該廃焼却施設の解体費に対して補助を行ってきたが、今後は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、引き続き焼却施設の適切な解体を図る必要がある。

平成17年 2月に取りまとめられた循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方に関する中央環境審議会の意見具申を踏まえ、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定めることとされている基本方針を改正するとともに、有料化や分別収集に関するガイドラインの作成等を行うことが必要である。

過去未規制だった最終処分場について、浸出液による公共の水域等の汚染防止措置が適正に実施されるよう改善措置を講じる必要がある。

平成16年度は全国各地で集中豪雨、台風及び地震による被害が甚大であったことも踏まえ、市町村による震災廃棄物処理計画の策定その他災害廃棄物処理に係る防災体制の整備を一層進める必要がある。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	一般廃棄物の処理について、発生抑制や安全かつ適正な循環的利用及び処分を推進するため、より効果的な体制や施設の整備・調査研究・技術開発等を行う必要がある。

特記事項

--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - (3) 一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)	
施策共通の主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物処理施設整備費補助 (78,356百万円) ・ 廃棄物処理施設整備事業調査費 (49百万円) ・ 廃棄物処理等科学研究費補助 (1,150百万円) 	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進 (下位目標 1、2、3、5、6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会を構築するため、国民及び事業者への普及啓発、研究開発の推進、再生利用認定制度等の円滑な活用等による、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミゼロ型社会推進事業費 (86百万円) ・ 広域的処理に係る環境大臣認定制度の活用及び対象品目の拡大 ・ 再生利用認定制度の活用 ・ 一般廃棄物処理事業等調査 ・ 循環型社会形成推進基礎調査 ・ ごみゼロ推進全国大会の開催
廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進 (下位目標 2、3、4、5、6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の減量化に係る目標を達成するため、焼却等に係る中間処理施設の計画的な更新、改良等により必要な施設を確保するとともに、再生に係る施設について必要な施設の整備を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額 (837百万円) ・ 一般廃棄物処理施設等に対する税制優遇措置・財政投融资制度
地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置 (下位目標 2、3、4、5、6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項の規定などに基づく、地方公共団体に対する必要な技術的及び財政的援助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助金 (200百万円) ・ 災害廃棄物処理事業費補助金 (50百万円)
生活環境保全のための処理基準の設定等、一般廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理基準の設定・見直し等を行い、生活環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形燃料化施設等の構造及び維持管理に関する規制の強化 ・ 過去に設置した最終処分場からの浸出液による公共の水域

(下位目標4、6)		等の汚染防止措置の具体化・ 明確化 ・一般廃棄物処理施設等からの ダイオキシン類排出量実態調 査
-----------	--	--

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) 1-6-(3) 一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等) (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 一般廃棄物の排出量	百万トン	54 (H14年度)	49 (H22年度)
指標の解説(指標の算定方法) 一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「集団回収量」の総和である。			
評価に用いた資料(インターネットにて公開) 一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成14年度実績)について	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針			

(施策名) 1-6-(3) 一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等) (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 一般廃棄物のリサイクル率	%	16 (H14年度)	24 (H22年度)
指標の解説(指標の算定方法) 一般廃棄物のリサイクル率は、〔直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量〕 ÷ 〔ごみの総処理量 + 集団回収量〕で表される。			
評価に用いた資料(インターネットにて公開) 一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成14年度実績)について	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針			

(施策名) I-6-(3) 一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等) (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 一般廃棄物の最終処分量	百万トン	9.0 (H14年度)	6.4 (H22年度)
指標の解説(指標の算定方法) 一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。			
評価に用いた資料(インターネットにて公開) 一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成14年度実績)について	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針			

(施策名) I-6-(3) 一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等) (下位目標4)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	g-TEQ/年	71 (H15年)	310 (H14年度末)
指標の解説(指標の算定方法) 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の運転データ(年間焼却量、排ガス量)及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果等により推計を行い算出している。			
評価に用いた資料(インターネットにて公開) 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について(平成15年分については平成16年 8月 6日公表)	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画			